令和５年度　学校安全計画

学校教育に関する法令等

○日本国憲法
○教育基本法
○学校教育法
○学習指導要領
○学習指導要領総則
○学校保健安全法第 27 条
○生徒指導提要
○安全教育プログラム
○練馬区災害対策条例
○練馬区「防災の手引き」

学校の教育目標

社会の中で生き抜くために、学び、自立しながら周囲と協働する人材を育成することを目指し、
次のとおり校訓と教育目標を定める

校訓「叡智、健康、自治、共生」

○ 仕事と勉強にうち込み、実行力のある人
○ 健康で自主性に富み、規律ある生活を送る人
○ 自由と責任を重んじ、見通しをもって行動する人
○ 自他を大切にし、建設的に意見を述べる人

生徒の実態

・避難訓練に真剣に取り組み、自ら身を守ろうとする意識を高くもっている。
・生徒同士のトラブルは減少傾向にある。
・嫌がらせ、からかいなどの軽微ないじめがある。

安全教育の目標

生命尊重の教育を根本とした安全教育を推進し、自他共の生命を大切にする生徒を育てる。日々の生活の中で自ら危険を察知、回避し、安全に生活するための力を養う。

目指す生徒像

自他共の生命を大切にするすることができ、そのために安全に生活するための的確な判断、行動ができる生徒。

安全教育の目標を実現するための基本方針

・避難訓練、セーフティ教室、薬物乱用防止教室等に主体的に参加し、地震や火災発生時の適切な行動や、正しいインターネットの利用について学び、自他の命や人権を守るための行動力を身に付ける。
・各教科、総合的な学習の時間、学校行事など、全教育活動を通して安全教育、人権教育を行い、様々な場面で自ら考え、行動できるようにする。いじめの定義を正しく理解させ、自他を大切にする心を身に付ける。
・新しい生活様式を理解し、実践することにより自他の健康を大切にできるようにする。

安全学習および安全指導の教育方針等

生活安全
・地域・社会等で起こる犯罪や危険について理解し、犯罪を回避する行動がとれるようにする。
・不審者に遭遇したときの対処方法を身に付けさせる。
・SNS の使い方を通して、相手の気持ちを考える心を養う。

交通安全
・交通ルールに対する知識や理解を深め、それを守ろうとする意識を高める。特に、登下校中の交通ルール、マナーの指導を重点的に取り組む。

災害安全
・「防災ノート」「東京防災」「東京マイ・タイムライン」を活用するなどして、災害時に適切な行動がとれるようにする。
・災害発生時の避難拠点の確認、防災グッズの準備など、平時にできることに取り組ませる。

関係する教科等

・学習活動において使用する器具、道具等の正しい使い方を身に付けさせ、事故を未然に防止しようとする態度を養う。

・学校行事において起こりうる、自然災害について、災害発生時の対処方法についての知識・理解を深める。（校外学習、スキー移動教室）

・部活動において、器具や道具の安全点検、気温や湿度の確認など、安全な環境での活動を行う。

安全管理との関連

生活や行動等の安全管理（対人管理）

・登下校時の危険個所の情報収集をするとともに、交通ルールやマナーの指導を徹底する。
・長期休業中の過ごし方の指導を徹底する。
・養護教諭との連携を図り、生徒の健康観察に努める。

学校環境（対物管理）

・プールの安全管理、設備点検
・消防防災設備の点検、理科室の薬品点検
・各教室の防災責任者の確認
・教職員による校内巡回による点検

事件・事故や災害発生時の危機管理

・危機管理マニュアルを作成し、全教職員で内容の周知徹底をする。
・避難訓練、防災訓練を適切に実施し、災害発生時に迅速・適切な対応に努める。
・避難拠点校として、区の拠点要員と設備や物品を点検し、災害発生時の訓練を行い、適切な行動をとる。

教職員の校内研修

・年度初めに、学校安全計画、緊急時の対応を周知
・いじめに関する研修（年３回）

推進組織

・生活指導部（安全指導、防災教育）
・環境整美担当（整美委員会）
・避難拠点要員

家庭・地域・関係機関との連携

・防災訓練時の「引き取り訓練」
・学校だより等での保護者への啓発活動
・警察署と連携して、セーフティ教室、不審者対応の訓練を実施
・避難拠点校として区役所と連携